

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

申請は、  
施設の設置者が  
行ってください。

住所

氏名

(施設名 : )

年度結核対策費補助金交付申請書

結核対策費補助金交付要綱に基づく、令和

施設・学校名は、  
こちらに記載  
ください。

では、

円を交付されるよう補助金等 昭和39

年宮崎県規則第49号) 第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 添付書類

- (1) 結核対策費補助金所要額調 (様式第1号)
- (2) 定期健康診断事業計画及び所要額調 (様式第2号)
- (3) 経費支出予定額内訳書 (様式第3号)
- (4) 第3条第1号に係る納税証明書

(県税に未納がないことの証明又は納税義務がないことの証明)

- (5) 令和4年度より 道の特別徴収実施確認書・開始誓約書 (様式第10号)
- (6) 追加になりました。 (様式第11号)
- (7) 忘れず御記入ください。 (様式第4号)

2 本件担当者氏名等

担当者氏名

電話番号

電子メール

## 令和4年度結核対策費補助金所要額調

(単位:円)

区 分	(A) 総事業費	(B) 収入予定額	(C) 差引額 (A)-(B)	(D) 対象経費の 支出予定額	(E) 基準算定額	(F) 選定額(D)(E)の いずれか少ない額	(G) 県費補助基本額 (C)(F)のいずれか 少ない額	(H) 県費補助申請額 (G)×2/3
結核対策費								

(注) 県費補助申請額に1円未満の端数がある場合は切り捨てること。  
 (D) = 歳入歳出予算 収入見込額  
 (H) = " " 収入見込額

0の場合も0を必ず  
御記入ください。

Gの値に2をかけて、  
3で割ってください。

令和4年度定期健康診断事業計画及び所要額調

区分	対象人員 (人)	受診人員 (人)	受診率 (%)	間接撮影 100割 (人)	直接撮影 (人)	デジタル撮影 (人)	喀痰検査 (人)	合計金額							
大学・専門学校 短大・専攻科等															
高校生															
施設入所者															
合計															
支出予定額 (円)								(円)							
補助基準単価 (円)															
基準単価による 算定額 (円)															

※ 「支出予定額」合計は、様式第1号の対象経費の支出予定額(D)と一致すること。  
 「基準単価による算定額」の合計は、様式第1号の基準算定額(E)と一致すること。



様式第4号（第4条関係）

令和4年度 歳入歳出予算（見込）書抄本（関係分抜粋）

歳入

科 目	予 算 額	摘 要
合計		

合計も必ず御記入  
ください。

歳出

科 目	予 算 額	摘 要
合計		

合計も必ず御記入  
ください。

上記予算（見込）書抄本は原本と相違ありません。

令和4年4月1日

かがみ文と同じ

〇〇市□□町△△番地  
☆☆法人★★会  
理事長 〇〇 〇〇

特別徴収実施確認・開始誓約書

令和4年4月1日

所在地

申請日と同じ日付  
を記入ください。

法人名

いずれか必ず  
チェック☑を  
入れてください。

該当の際には、  
必ず市町村名を  
記載ください。

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

該当の際には、  
必ず市町村名を  
記載ください。

2 添付する領収証書の写しがない

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。 → 確認印を受けてください

(3) 開始誓約

- 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。  
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください

市（町・村）確認印

市（町・村）確認印

令和4年4月1日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

申請日と同じ日付  
を記入ください。

住所

氏名

### 誓約書

私は、令和4年度結核対策費補助金の交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己及び当該事業の実施主体の構成員等は、次の各号のいずれにも該当いたしません。また、次の各号に掲げる者が、運営に実質的に関与している法人又は団体ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者